

農地移動適正化あっせん事業実施要領（昭和45年1月12日付け44農地B第3712号）の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>1 (略)</p> <p>(農地移動適正化あっせん基準)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(あっせん基準作成協議会)</p> <p>5 (略)</p> <p>(都道府県の協力指導)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 都道府県知事は、農業委員会があっせん基準を作成する場合には、その求めに応じて必要な協力援助をするほか、あっせん基準が次に掲げる要件をみたすものとなるよう指導助言に努めるものとする。</p> <p>(1) 農用地等の権利を取得させるべき者は、農業を営む者、当該農用地等の所在地を事業実施地域に含む農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項規定する農地中間管理機構及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体（以下「農地中間管理機構等」という。）並びに農業者年金基金（農振法第3条第4号の農業用施設の用に供される土地（整備してこれらの施設の用に供される土地とすることが適当な土地を含む。）であって、農業者の共同利用に供されるものについては、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人又は農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第3号に規定する法人を含む。）とし、農業を営む者の要件については、次のアからウまでに掲げる要件をそなえている者に限られる旨が定められているほか、農業振興地域整備計画において育成しようとする作目及び農業経営の形態に対応して必要と認められる要件が定められているものであること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんの順位は、農業を営む者を第1順位とすること。</p> <p>この場合、認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により認定を受けた者をいう。）及び地域の中心となる経営体（農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項の規定による地域の農業において中心的な</p>	<p>(趣旨)</p> <p>1 (略)</p> <p>(農地移動適正化あっせん基準)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(あっせん基準作成協議会)</p> <p>5 (略)</p> <p>(都道府県の協力指導)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 都道府県知事は、農業委員会があっせん基準を作成する場合には、その求めに応じて必要な協力援助をするほか、あっせん基準が次に掲げる要件をみたすものとなるよう指導助言に努めるものとする。</p> <p>(1) 農用地等の権利を取得させるべき者は、農業を営む者、当該農用地等の所在地を事業実施地域に含む農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項に規定する農地保有合理化法人及び同法第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体（以下「農地保有合理化法人等」という。）並びに農業者年金基金（農振法第3条第4号の農業用施設の用に供される土地（整備してこれらの施設の用に供される土地とすることが適当な土地を含む。）であって、農業者の共同利用に供されるものについては、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人又は農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第3号に規定する法人を含む。）とし、農業を営む者の要件については、次のアからウまでに掲げる要件をそなえている者に限られる旨が定められているほか、農業振興地域整備計画において育成しようとする作目及び農業経営の形態に対応して必要と認められる要件が定められているものであること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんの順位は、農業を営む者を第1順位とすること。</p> <p>この場合、認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により認定を受けた者をいう。）を優先してあっせんすること。</p> <p>また、農業を営む者に対するあっせんが不成立の場合又は農業を営む者に</p>

役割を果たすことが見込まれる農業者をいう。)を優先してあつせんすること。

また、農業を営む者に対するあつせんが不成立の場合又は農業を営む者にあつせんするよりも農地中間管理機構等にあつせんする方が農地保有の合理化に著しく寄与すると認められる場合には農地中間管理機構等にあつせんすること。ただし、農業を営む者に対するあつせんが不成立の場合であつて、あつせんに係る農用地等が、離農希望者の申出によるものであり、かつ、農業者年金基金にあつせんすることが適当であると認められる場合には、農業者年金基金にあつせんすること。

(3)・(4) (略)

(あつせん譲受け等候補者名簿の作成)

8 (略)

(あつせん)

9 農業委員会は、次のアからウまでに掲げる場合に、10から15までに定めるところによりあつせんを行うものとする。

なお、農業委員会は、農用地等の所有者から農用地等の貸付けについてのあつせんの申出があつた場合及び名簿に登録されている者から農用地等の借受けについてのあつせんの申出があつた場合は、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業）の活用を促すこととし、申出者が農業委員会のあつせんを希望した場合においてあつせんを行うこととする。

ア～ウ (略)

10～15 (略)

(農地移動適正化あつせん台帳)

16 (略)

(事前届出の勧奨)

17 (略)

(都道府県農業会議及び全国農業会議所)

18 (略)

(都道府県知事及び地方農政局長)

19 (略)

あつせんするよりも農地保有合理化法人等にあつせんする方が農地保有の合理化に著しく寄与すると認められる場合には農地保有合理化法人等にあつせんすること。ただし、農業を営む者に対するあつせんが不成立の場合であつて、あつせんに係る農用地等が、離農希望者の申出によるものであり、かつ、農業者年金基金にあつせんすることが適当であると認められる場合には、農業者年金基金にあつせんすること。

(3)・(4) (略)

(あつせん譲受け等候補者名簿の作成)

8 (略)

(あつせん)

9 農業委員会は、次のアからウまでに掲げる場合に、10から15までに定めるところによりあつせんを行うものとする。

ア～ウ (略)

10～15 (略)

(農地移動適正化あつせん台帳)

16 (略)

(事前届出の勧奨)

17 (略)

(都道府県農業会議及び全国農業会議所)

18 (略)

(都道府県知事及び地方農政局長)

19 (略)

附 則（平成26年3月31日付け25経営第3954号）

この通知は、平成26年3月31日から施行する。